

つがる市家庭用生ごみ処理機器購入費助成金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市の各家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、収集ごみ軽減及び減量意識の高揚を図るため、販売店から家庭用生ごみ処理機器（以下「機器」という。）を購入した者に対し市がその一部を助成するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用電動式生ごみ処理機 機械的に水分の調整を行い、生ごみの分解、消滅及び堆肥化を行う容器又は加熱及び乾燥により減量化する機器（ディスポージャー型のもを除く。）
- (2) 家庭用生ごみ処理容器 水分が土中に浸透し、かつ、悪臭又は害虫が発散することのない構造及び材質を備えている容器

(助成金の支給対象)

第3条 助成金の支給を受けることができる者は、1世帯（2世帯以上が同居している場合は、これを1世帯とみなす。以下同じ。）ごとに次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 自己の責任において機器を設置し、これを適切に管理できること。
- (3) 生ごみからできた堆肥を自ら適切に活用することができること。
- (4) 機器の購入日を基準として、過去にこの告示による助成金を受給している場合5年を経過していること。

(助成金)

第4条 助成金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、予算の範囲内で市長が決定する。ただし、1世帯につきいずれかの機器に限るものとする。

- (1) 家庭用電動式生ごみ処理機 購入費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、20,000円を上限とする。ただし、1世帯あたり1台限りとする。
- (2) 家庭用生ごみ処理容器 購入費に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1台あたり3,000円を上限とする。ただし、1世帯あたり2台までとし、再申請はできないものとする。

(助成金申請及び支給決定通知)

第5条 助成金の支給を受けようとする者（以下「購入希望者」という。）は、家

庭用生ごみ処理機器購入費助成金支給申請書（様式第1号）に見積書及び購入機器の仕様がわかるものを添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、申請内容を審査し、支給と決定したときは家庭用生ごみ処理機器購入費助成金支給決定通知書（様式第2号）により、不支給と決定したときは家庭用生ごみ処理機器購入費助成金不支給決定通知書（様式第3号）により、購入希望者に通知するものとする。

（実績報告及び請求書）

第6条 助成金の支給の決定を受けた者（以下「助成者」という。）は、家庭用生ごみ処理機器購入費助成金事業完了実績報告及び助成金請求書（様式第4号）に購入機器名等が記載されている領収書を添付し、市長に請求しなければならない。

（助成金の交付）

第7条 市長は、前条による請求を受けたときは、審査の上速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第8条 市長は、助成者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。